

刑弁でGO!

第10回

トピック

法廷における被告人の服装 — 特に手錠・腰縄等 —

刑事弁護委員会副委員長 布川 佳正 (60期)

1 はじめに

今回は、被告人の外見から裁判員に不当な偏見を持たれないための方策及び問題点を紹介する。

従来の刑事裁判において、法廷に入ってくる被告人の手には「手錠」、腰には「腰縄」、服装も「ノーネクタイ」、足元は「サンダル」である。ただでさえ被告人は、逮捕された人、起訴された人として、一般人から偏見を持たれている。その被告人が手錠・腰縄・ノーネクタイ・サンダル姿で法廷に現れたら、それだけで裁判員は被告人に対してマイナスイメージを抱いてしまう。中には強い反感を持つこともあるかも知れない。したがって、弁護人としては、裁判員に偏見を持たれないよう、被告人の「外見」にも十分な配慮が必要である。

2 被告人の着席位置

被告人の着席位置は、従来、当事者席の前のベンチとされることが多かった。しかし、被告人は、まさに訴訟の当事者であり、当然に当事者席すなわち弁護人の隣に座るべきである。とりわけ裁判員裁判においては、裁判員に不当な偏見を持たれないためにも、被告人は弁護人の隣に座らせるべきである。この点については、従来、拘置所側の反対が強かったが、現在は、弁護人と被告人の間の後方及び被告人の左隣に拘置所職員が座ることで、一定の解決が図られている。

もっとも、あらゆる事件において当然にそのような取扱いがなされるわけではない。弁護人は、公判前整理手続の段階において、その旨の要望ないし意見を述べておかなければならない。

3 被告人の服装等

勾留中の被告人が法廷においてベルト、ネクタイ及

び革靴等を着用することは、自殺及び逃亡等の防止という理由から、認められていなかった。

しかし、前述のとおり、被告人には、当事者に相応しい服装等をさせるべきである。

この点についても、現在は一定の解決が図られている。すなわち、被告人側が要求をすれば、脱着式のネクタイ及びサンダル型革靴（サンダルではあるが、一見すると革靴に見えるもの）が貸与されることになった。

4 被告人の手錠・腰縄の解錠時期

手錠・腰縄は、服装や着席位置以上に深刻な問題である。「手錠をかけられる人＝悪いことをした人」という感覚は、一般的な感覚と言っても過言ではない。したがって、手錠・腰縄を着けられたままの被告人の姿を裁判員の目に触れさせるという事態は、是非とも避けるべきである。この点については、平成21年7月24日に一応の解決を見た。すなわち、裁判体が法廷に繋がるドアの前で待機をして、解錠完了後に裁判体が入廷する。他方、閉廷時は、陪席裁判官が裁判員を誘導して退廷し、それが終わると、裁判長が刑務官に手錠等の着用の指示をして、着用在次第、裁判長が退廷することになる。但し、これも他と同様に弁護人から要求しなければ発動されない。公判前整理手続で忘れずに要求しておくべきである。

5 おわりに

今回は、被告人の外見に関わる問題について述べたが、その根源にあるのは、一般人が見聞きしたらどう思うかという発想である。このような発想は、これまで余り意識されてこなかったものであるが、裁判員裁判においては極めて重要な発想といえよう。

体験談

当番弁護での早期身柄釈放事例

① 勾留決定に対する準抗告認容

② 痴漢否認での勾留請求却下・検察側準抗告棄却

会員 河崎 健一郎 (61期)

弁護士になって初めての当番弁護（傷害・自白事件、事例①）、二件目の当番弁護（痴漢・否認事件、事例②）でいずれも早期に身柄釈放という結果を得ることができた。思わぬ成果に舞い上がり、某メーリングリストに投稿したのが運の尽き。東弁会報で報告せよと話が進み、驚き恐縮しても後の祭り。そんなわけで、以下ご報告する次第である。

事例①について

1. 事案の概要

深夜のダーツバーで常連客と一見客（被疑者）が喧嘩となり、被疑者が逃げる常連客を追いかけて店外へ出たところを、店長に後ろから止められ、ついその店長を殴ってしまった（店長が被害者）。店長は全治1週間の顔面打撲で、被害感情は強い。罪体部分については自白だが、事件に至る経緯や余罪部分については食い違いあり。被疑者は20代男性、防水工の定職があり、住居も定まっている。少年時に同種前歴あり。

2. 対応

当番配点を受けた時点が勾留3日目だった。勾留決定に対する準抗告申立。犯行に至る事情に同情の余地が多々あること（被疑者の同伴女性に対して、常連客の性的暴行が疑われたことが発端）、定職と親方の身元引き受けがあることを強調した。この申立てが認容され、身柄釈放。その後示談成立し、不起訴。

3. 感想等

修習等を通じて、準抗告はなかなか通らないもの、という印象を持っていたので、すんなり通ったことに拍子抜けした。なお、身柄釈放に伴って被疑者に返還された携帯電話の登録情報のおかげで、示談交渉が円滑に進み、不起訴に繋がった。そういった副次的な意味も含め、早期の身柄釈放の意義を感じた。

事例②について

1. 事案の概要

混雑した朝の電車内で、振り向いた女性に右手を掴まれ迷惑防止条例違反（痴漢）の被疑事実で現行犯逮捕。被疑者は完全否認。一般企業に勤める中年男性で、被害者との面識は全くなく、前科前歴なし。

2. 対応

逮捕当日の当番要請だったので、まずは担当検察官（副検事）に勾留請求しないように文書と電話で要請。勾留の理由も必要もないことを熱く語ったが、鼻で笑われて、当然のように勾留請求が出された。

翌日、令状裁判官に意見書提出、家族の身元引受書を用意して、面接を求めた。令状裁判官は少し悩んだ上で、「よく準備してくれていますね。これだけあれば却下できます。」飛び上るほど嬉しかった。検察側準抗告が出るが、無事棄却。同日夜、身柄釈放。

3. 感想等

意見書等で強調したのは、「振り向きざまの女性に掴まれたのは右手だったが、本人は左利きであり、被疑事実自体が弱いこと」「身元引受も定職も家族もあること」「念のため一部区間の乗車禁止を付けてもらって構わないこと」だった。

普通に書くべきと思われることを淡々と書いた感覚であった。

以上2件を通じて、身体拘束について裁判所が慎重な態度に変化しつつあるのではないかと、不必要な身体拘束のもたらす深刻な不利益を、より真剣に検討してくれるようになってきているのではないかと感じている。

この自分の感覚が、錯覚でないと信じて、次の当番弁護事件に向かいたいと思う。